

Title	会社法施行規則等の改正案に対する意見
Sub Title	Opinion to the draft on the review of "order for enforcement of the companies act"
Author	慶應義塾大学商法研究会(Keio gijuku daigaku shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.8 (2015. 8) ,p.87- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150828-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150828-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# 会社法施行規則等の改正案に対する意見

慶應義塾大学商法研究会

- 一 解題
- 二 会社法施行規則等の改正案
  - 1 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）改正案
  - 2 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）改正案
  - 三 会社法施行規則等の改正案に対する意見
    - 1 総論
    - 2 各論
- 一 解題

平成二六年六月二〇日、「会社法の一部を改正する法律」

（平成二六年法律第九〇号）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成二六年法律第九一号）が成立し、同月二七日に公布された。これを受けて、法務省は、改正法および整備法の施行等に伴う「会社法施行規則」、「会社計算規則」等の改正案を公表し、同年一月二五日から同年一月二五日までの間、関係各機関に対し、パブリック・コメントの提供を求めた。

改正法の施行日が平成二七年五月一日に予定されており（平成二七年一月二三日、会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二七年政令第一六号））により、五月一日とされた）、会社法施行規則等の施行日もこれに

合わせる必要があるところから、このパブリック・コメントの提出期限も大変タイトではあったが、慶應義塾大学商法研究会は、過去の改正案に対する意見照会に対しては欠かさず意見を提出してきていた経緯もあり、今回もまた、後掲のメンバーによる数回にわたる研究会での討議を経て、商法研究会としての意見を取りまとめ、法務省に意見を提出した。

後掲三・一総論において指摘するように、今回の会社法施行規則等の改正案は、その個々の内容以前の問題として、「規則の存在意義」や「規則のあり方」という一国の法制度全体にわたるような大きな課題を提起するものであり、われわれ慶應義塾大学商法研究会が「会社法施行規則等の改正案」を検討し、これに対する意見を公表することにより、法律と規則の間の明確な関係の構築、あるいは行政と企業との関係のよりよい発展、等に少なからず貢献できるところとなれば幸いである。

宮 島 司

## 二 会社法施行規則等の改正案

### 1 会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)改正案

#### 目次

第一編 (略)	
第二章 子会社等及び親会社等 (第三条—第四条)	
第二編 (略)	
第一章 (略)	
第一節 通則 (第五条—第七条の二)	
第二節 募集設立 (第八条—第十八条の二)	
第二章 (略)	
第三節 株式会社による自己の株式の取得 (第二十七条—第三十三条の三)	
第三節の二 特別支配株主の株式等売渡請求 (第三十三条の四—第三十三条の八)	
第三節の三 株式の併合 (第三十三条の九・第三十三条の十)	
第四節 単元株式数 (第三十四条—第三十七条)	
第六節 募集株式の発行等 (第四十条—第四十六条の二)	
第三章 新株予約権 (第五十三条—第六十二条の二)	
第四章 (略)	
第一節 (略)	
第二款 (略)	
第五目の二 全部取得条項付種類株式の取得 (第八十五条の二)	
第五目の三 株式の併合 (第八十五条の三)	

第六目 合併契約等の承認（第八十六条―第九十二条）

第八節の二 監査等委員会（第一百十条の二―第一百十条の五）

第九節 指名委員会等及び執行役（第一百一十一条・第一百十二条）

（定義）

第二条 この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主總會」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、種類株主總會、社外取締役、社外監査役、譲渡制限

株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は電子公告をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 指名委員会等 法第十二号に規定する指名委員会等をいう。

二（略）

三 業務執行取締役 法第十五号イに規定する業務執行取締役をいう。

四 業務執行取締役等 法第十五号イに規定する業務執行取締役等をいう。

五（十一）（略）

十二 設立時監査等委員 法第三十八号第二項に規定する設立時監査等委員をいう。

十三 監査等委員 法第三十八号第二項に規定する監査等委員をいう。

十四 設立時会計参与 法第三十八号第三項第一号に規定する設立時会計参与をいう。

十五 設立時監査役 法第三十八号第三項第二号に規定する設立時監査役をいう。

十六 設立時会計監査人 法第三十八号第三項第三号に規定

する設立時会計監査人をいう。

十七〜二十六 (略)

二十七 株券発行会社 法第百七十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。

二十八〜三十八 (略)

三十九 特別支配株主 法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。

四十 株式売渡請求 法第百七十九条第二項に規定する株式売渡請求をいう。

四十一 対象会社 法第百七十九条第二項に規定する対象会社をいう。

四十二 新株予約権売渡請求 法第百七十九条第三項に規定する新株予約権売渡請求をいう。

四十三 売渡株式 法第百七十九条の二第一項第二号に規定する売渡株式をいう。

四十四 売渡新株予約権 法第百七十九条の二第一項第四号に規定する売渡新株予約権をいう。

四十五 売渡株式等 法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。

四十六 株式等売渡請求 法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。

四十七 売渡株主等 法第百七十九条の四第一項第一号に規定する売渡株主等をいう。

四十八〜七十 (略)

七十一 清算人会設置会社 法第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社をいう。

七十二〜八十四 (略)

八十五 社債等 法第七百四十六条第一項第七号に規定する社債等をいう。

八十六〜九十九 (略)

百 新設分割会社 法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。

百一 新設分割株式会社 法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割株式会社をいう。

百二 新設分割設立会社 法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。

百三 新設分割設立株式会社 法第七百六十三条第一項第一号に規定する新設分割設立株式会社をいう。

百四〜百十三 (略)

百十四 責任追及等の訴え 法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。

百十五 株式交換等完全子会社 法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。

百十六 最終完全親会社等 法第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。

百十七 特定責任追及の訴え 法第八百四十七条の三第一項

に規定する特定責任追及の訴えをいう。

百十八 完全子会社等 法第八百四十七条の三第二項第二号に規定する完全子会社等をいう。

百十九 特定責任 法第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。

百二十 株式交換等完全親会社 法第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ (略)

ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該会社役員が社外取締役であることにより次に掲げる行為を要しないこととしていること又は要しないこととする予定があること。

(i) 法第三百二十七条の二の規定による説明

(ii) 第七十四条の二第一項の理由の株主総会参考書類への記載

類への記載

(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告への記載

又は記録

(2) 当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七

十三条第一項第二号又は第四百条第三項の社外取締役であること。

(3) 当該会社役員が法第三百三十五条第三項の社外監査役であること。

(4) (略)

六 (略)

七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ 当該候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合に、社外取締役となる見込みであること。

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しないこととする予定があること。

(i) 法第三百二十七条の二の規定による説明

(ii) 第七十四条の二第一項の理由の株主総会参考書類への記載

類への記載

(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告への記載

又は記録

(2) 当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十

三条第一項第二号又は第四百条第三項の社外取締役に  
あるものとする予定があること。

(3) (略)

八 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ 当該候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合に  
は、社外監査役となる見込みであること。

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該候補者を法第三百三十五条第三項の社外監査役であるものとする予定があること。

(2) (略)

九 十八 (略)

十九 特定関係事業者 次に掲げるものをいう。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1) 当該株式会社に親会社等がある場合 当該親会社等並びに当該親会社等の子会社等(当該株式会社を除く。)及び関連会社(当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。)

(2) 当該株式会社に親会社等がない場合 当該株式会社の子会社及び関連会社

ロ (略)

二十 二十三 (略)

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二に規定する法務省令で定め

るものは、同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二に規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社

等

二 その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

(4) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己（自然人であるものに限る。）

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2)から(4)までに掲げる者であつた者

(6) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合



(特別目的会社の特則)

第四条 第三条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定する。

一・二 (略)

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき発起人等)

第七条の二 法第五十二条の二第二項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行（法第三十五条に規定する出資の履行をいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行った発起人及び設立時取締役

二 出資の履行の仮装が創立総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該創立総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した発起人

ロ イの議案の提案の決定に同意した発起人

ハ 当該創立総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした発起人及び設立時取締役

(創立総会参考書類)

第十条 法第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 議案が設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の選任に関する議案であるときは、当該設立時取締役についての第七十四条に規定する事項

三 議案が設立時監査等委員である設立時取締役の選任に関する議案であるときは、当該設立時監査等委員である設立時取締役についての第七十四条の三に規定する事項

四〇八 (略)

2 (略)

(創立総会の議事録)

第十六条 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものではない。

一〇二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（設立しよう

とする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)、設立時執行役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称

四・五 (略)

4 (略)

(累積投票による設立時取締役の選任)

第十八条 (略)

2 法第八十九条第一項の規定による請求があった場合には、発起人(創立総会の議長が存する場合にあっては、議長)は、同項の創立総会における設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。)の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより設立時取締役を選任することを明らかにしなければならない。

3・4 (略)

(払込みの仮装に関して責任をとるべき発起人等)

第十八条の二 法第百三条第二項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 払込み(法第六十三条第一項の規定による払込みをいう。

次号において同じ。)の仮装に関する職務を行った発起人及び設立時取締役

二 払込みの仮装が創立総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該創立総会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した発起人

ロ イの議案の提案の決定に同意した発起人

ハ 当該創立総会において当該払込みの仮装に関する事項について説明をした発起人及び設立時取締役

(種類株主総会における取締役又は監査役の選任)

第十九条 法第百八条第二項第九号ニに規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)を選任することができる場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該種類株主総会において社外取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である社外取締役又はそれ以外の社外取締役。イ及びロにおいて同じ。)を選任しなければならないこととするときは、その旨及び選任しなければならない社外取締役の数

ロ・ハ (略)

二 (略)

(種類株式の内容)

第二十條 法第百八條第三項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる種類の株式の内容のうち、当該各号に定める事項以外の事項とする。

一〜八 (略)

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)又は監査役を選任すること 法第百八條第二項第九号イ及びロに掲げる事項

2 (略)

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第二十二條 法第百三十三條第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜五 (略)

六 株式取得者が株式売渡請求により当該株式会社の発行する売渡株式の全部を取得した者である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

七〜十一 (略)

2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である

場合には、法第百三十三條第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 株式取得者が株式売渡請求により当該株式会社の発行する売渡株式の全部を取得した者である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

三〜六 (略)

(一株当たり純資産額)

第二十五條 (略)

2〜5 (略)

6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。

一〜八 (略)

九 法第七百九十六條第二項第一号イ 吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日(当該契約により当該契約を締結した日と異なる時(当該契約を締結した日時から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。)を定めた場合にあつては、当該時)

十 (略)

(自己の株式を取得することができる場合)

第二十七条 法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 当該株式会社が法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項(これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合

六～八 (略)

(全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項)

第三十三条の二 法第百七十一条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取得対価(法第百七十一条第一項第一号に規定する取得対価をいう。以下この条において同じ。)の相当性に関する事項

二 取得対価について参考となるべき事項

三 計算書類等に関する事項

四 備置開始日(法第百七十一条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。第四項第一号において同じ。)後株式会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得する日

までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第百七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項とする。

一 取得対価の総数又は総額の相当性に関する事項

二 取得対価として当該種類の財産を選択した理由

三 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社(親会社等がある場合には、当該株式会社の株主(当該親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

3 第一項第二号に規定する「取得対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項(法第百七十一条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の総株主の同意がある場合に

付種類株式を取得する株式会社の総株主の同意がある場合に

あつては、当該同意があつたものを除く。とする。

- 一 取得対価の全部又は一部が当該株式会社の株式である場合に掲げる事項
  - イ 当該株式の内容
  - ロ 次に掲げる事項その他の取得対価の換価の方法に関する事項
    - (1) 取得対価を取引する市場
    - (2) 取得対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
    - (3) 取得対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容
    - ハ 取得対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
  - 二 取得対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（当該株式会社の株式を除く。）である場合に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合には、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）
    - イ 当該法人等の定款その他これに相当するものの定め
    - ロ 当該法人等が会社でないときは、次に掲げる権利に相当する権利その他の取得対価に係る権利（重要でないものを除く。）の内容
- (2) 残余財産の分配を受ける権利
- (1) 剰余金の配当を受ける権利

(3) 株主総会における議決権

- (4) 合併その他の行為がされる場合において、自己の所有する株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利
  - (5) 定款その他の資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を表示したもの）の閲覧又は謄写を請求する権利
  - ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語
  - 二 当該株式会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得する日に当該法人等の株主総会その他これに相当するものの開催があるものとした場合における当該法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに相当する権利の総数
  - ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項
- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該法人等の役員（①に掲げる者を除く。）の氏名又は名称

へ 当該法人等の最終事業年度（当該法人等が会社以外のものである場合にあつては、最終事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。）に係る計算書類（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人等の成立の日における貸借対照表）その他これに相当するもの（内容（当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。）

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該法人等の最終事業年度に係る事業報告の内容（当該事業報告について監査役、監査等委員会又は監査委員会の監査を受けている場合にあつては、監査報告の内容を含む。）

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである場合 当該法人等の最終事業年度に係る第百十八条各号及び第百十九条各号に掲げる事項に相当する事項の概要（当該事項について監査役、監査等委員会、監査委員会その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの

内容の概要を含む。）

チ 当該法人等の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしてい

(3) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

リ 前号ロ及びハに掲げる事項

ヌ 取得対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払戻しを受けることができるものであるときは、その手続に関する事項

三 取得対価の全部又は一部が当該株式会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債である場合 第一号ロ及びハに掲げる事項

四 取得対価の全部又は一部が法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの（当該株式会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。）で

ある場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあっては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ 第一号口及びハに掲げる事項

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五 取得対価の全部又は一部が当該株式会社その他の法人等の株式、持分、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの及び金銭以外の財産である場合 第一号ロ及びハに掲げる事項

4 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社（清算株式会社を除く。以下この項において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日後当該株式会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得する日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社において最終事業年度がないときは、当該株式会社の成立の日にお

る貸借対照表

（全部取得条項付種類株式の取得に関する事後開示事項）

第三十三条の三 法第七十三条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 株式会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得した日

二 法第七十一条の三の規定による請求に係る手続の経過

三 法第七十二条の規定による手続の経過

四 株式会社取得した全部取得条項付種類株式の数

五 前各号に掲げるもののほか、全部取得条項付種類株式の取得に関する重要な事項

第三節の二 特別支配株主の株式等充渡請求

（特別支配株主完全子法人）

第三十三条の四 法第七十九条第一項に規定する法務省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 法第七十九条第一項に規定する者がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）

二 法第七十九条第一項に規定する者及び特定完全子法人（当該者が発行済株式の全部を有する株式会社及び前号に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）又は特定

完全子法人がその持分の全部を有する法人

2 前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人は、同号に規定する特定完全子法人とみなす。

第三十三条の六 法第七十九条の四第一項第一号に規定する  
法務省令で定める事項は、前条第一項第二号に掲げる事項とする。

(株式等売渡請求に際して特別支配株主が定めるべき事項)  
第三十三条の五 法第七十九条の二第一項第六号に規定する  
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(対象会社の事前開示事項)  
第三十三条の七 法第七十九条の五第一項第四号に規定する

一 株式売渡対価(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求(その新株予約権売渡請求に係る新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における法第七十九条第三項の規定による請求を含む。以下同じ。))をする場合にあつては、株式売渡対価及び新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法

法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 法第七十九条の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項のほか、株式等売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件

2 前項第一号に規定する「株式売渡対価」とは、法第七十九条の二第一項第二号の金銭をいう(第三十三条の七第一号イ及び第二号において同じ。)

三 第一項第一号に規定する「新株予約権売渡対価」とは、法第七十九条の二第一項第四号ロの金銭をいう(第三十三条の七第一号イ及び第二号において同じ。)

3 第一項第一号に規定する「新株予約権売渡対価」とは、法第七十九条の二第一項第四号ロの金銭をいう(第三十三条の七第一号イ及び第二号において同じ。)

イ 及び第二号において同じ。)

ロ 法第七十九条の三第一項の承認に当たり売渡株主等の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)

二 第三十三条の五第一項第一号に掲げる事項についての定め  
の相当性その他の株式売渡対価(株式売渡請求に併せて  
新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡対価

(売渡株主等)に対して通知すべき事項)

一 次に掲げる事項その他の法第七十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、同項第二号及び第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項)についての定め  
の相当性に関する事項(当該相当性に関する対象会社の取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会。次号及び第三号において同じ。))の判断及びその理由を含む。)

イ 株式売渡対価の総額(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡対価の総額及び新株予約権売渡対価の総額)の相当性に関する事項

ロ 法第七十九条の三第一項の承認に当たり売渡株主等の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)

二 第三十三条の五第一項第一号に掲げる事項についての定め  
の相当性その他の株式売渡対価(株式売渡請求に併せて  
新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡対価



及び新株予約権売渡対価)の交付の見込みに関する事項  
(当該見込みに関する対象会社の取締役の判断及びその理由を含む)。

三 第三十三条の五第一項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、当該定めの特当性に関する事項(当該相対性に関する対象会社の取締役の判断及びその理由を含む)。

四 対象会社についての次に掲げる事項

イ 対象会社において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、対象会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第七十九条の四第一項第一号の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日(次号において「備置開始日」という)) 後特別支配株主が売渡株式等の全部を取得する日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る)。

ロ 対象会社において最終事業年度がないときは、対象会社の成立の日における貸借対照表

五 備置開始日後特別支配株主が売渡株式等の全部を取得する日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(対象会社の事後開示事項)

第三十三条の八 法第七十九条の十第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特別支配株主が売渡株式等の全部を取得した日

二 法第七十九条の七第一項又は第二項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第七十九条の八の規定による手続の経過

四 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式の数(対象会社が種類株式発行会社であるときは、売渡株式の種類及び種類ごとの数)

五 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数

六 前号の売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債(特別支配株主が新株予約権売渡請求により取得したものに限る)の金額の合計額

七 前各号に掲げるもののほか、株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する重要な事項

### 第三節の三 株式の併合

(株式の併合に関する事前開示事項)

第三十三条の九 法第八十二条の二第一項に規定する法務省

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次に掲げる事項その他の法第百八十条第二項第一号及び第三号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項
- イ 株式の併合をする株式会社親会社等がある場合には、当該株式会社の株主（当該親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ 法第百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二 株式の併合をする株式会社（清算株式会社を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

- イ 当該株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日という。次号において同じ。）後株式の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

- ロ 当該株式会社において最終事業年度がないときは、当該株式会社の成立の日における貸借対照表
- 三 備置開始日後株式の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（株式の併合に関する事後開示事項）

第三十三条の十 法第百八十二条の六第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 株式の併合が効力を生じた日
- 二 法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第百八十二条の四の規定による手続の経過
- 四 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあつては、法第百八十条第二項第三号の種類別の発行済株式）の総数
- 五 前各号に掲げるもののほか、株式の併合に関する重要な事項

（単元未満株式についての権利）

第三十五条 法第百八十九条第二項第六号に規定する法務省令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

四 法第百三十三条第一項の規定による請求（次に掲げる事

由により取得した場合における請求に限る。)をする権利  
イ (略)

ロ 株式売渡請求による売渡株式の全部の取得

ハ)ト (略)

五 法第百三十七条第一項の規定による請求(前号イからトまでに掲げる事由により取得した場合における請求に限る。)をする権利

六 株式売渡請求により特別支配株主が売渡株式の取得の対価として交付する金銭の交付を受ける権利

七・八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第百八十九条第二項第六号に規定する法務省令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号、第三号及び第六号から第八号までに掲げる権利

二)五 (略)

(募集事項の通知を要しない場合)

第四十条 法第二百一条第五項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべ

き事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。)であつて、内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一)六 (略)

(株主に対して通知すべき事項)

第四十二条の二 法第二百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定引受人(法第二百六条の二第一項に規定する特定引受人をいう。以下この条において同じ。)の氏名又は名称及び住所

二 特定引受人(その子会社等を含む。第五号及び第七号において同じ。)がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

三 前号の募集株式に係る議決権の数

四 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

五 特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の法第二百五条第一項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由

六 社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

七 特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の法第二百五条第一項の契約の締結に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見

(株主に対する通知を要しない場合)

第四十二条の三 法第二百六条の二第三項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき第四十条各号に掲げる書類(前条各号に掲げる事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。)であつて、内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

(株主に対する通知を要しない場合における反対通知の期間の初日)

第四十二条の四 法第二百六条の二第四項に規定する法務省令で定める日は、株式会社が金融商品取引法の規定に基づき前条の書類の届出又は提出(当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供した場合にあつては、その提供)をした日とする。

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役等)

第四十六条の二 法第二百三条の三第一項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 出資の履行(法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。)の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役
- 二 出資の履行の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者
  - イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役
  - ロ 当該取締役会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役
- 三 出資の履行の仮装が株主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者
  - イ 当該株主総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役
  - ロ イの議案の提案に同意した取締役(取締役会設置会社の取締役を除く。)
- ハ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役
- 二 当該株主総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

(募集事項の通知を要しない場合)

第五十三条 法第二百四十条第四項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が割当日(法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。第五十五条の四において同じ。)の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類(法第二百三十八条第一項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。)であつて、内閣総理大臣が当該割当日の二週間前の日から当該割当日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一〇六 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五十四条 (略)

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第五十五条 (略)

(株主に対して通知すべき事項)

第五十五条の二 法第二百四十四条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定引受人(法第二百四十四条の二第一項に規定する特定引受人をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。)の氏名又は名称及び住所

二 特定引受人(その子会社等を含む。以下この条及び次条第三項において同じ。)がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式(法第二百四十四条の二第二項に規定する交付株式をいう。次号及び次条第三項において同じ。)の株主となつた場合に有することとなる最も多い議決権の数

三 前号の交付株式に係る最も多い議決権の数

四 第二号に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

五 特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由

六 社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

七 特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見

(交付株式)

第五十五条の三 法第二百四十四条の二第二項に規定する法務省令で定める株式は、次に掲げる株式とする。

- 一 募集新株予約権の内容として次のイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該イ又はロに定める新株予約権（次号及び次項において「取得対価新株予約権」という。）の目的である株式  
イ 法第二百三十六条第一項第七号へに掲げる事項 同号  
ロ 法第二百三十六条第一項第七号トに掲げる事項 同号  
トの新株予約権付社債に付された新株予約権
- 二 取得対価新株予約権の内容として法第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合における同号ニの株式
- 2 前項の規定の適用については、取得対価新株予約権の内容として同項第一号イ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該イ又はロに定める新株予約権は、取得対価新株予約権とみなす。
- 3 交付株式の数が特定引受人に対する募集新株予約権の割当ての決定又は特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結の日（以下この項において「割当等決定日」という。）後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定する方法その他の算定方法により決定される場合における当該交付株式の数は、割当等決定日の前日に当該交付株式が交付されたものとみなして計算した数とする。

（株主に対する通知を要しない場合）

- 第五十五条の四 法第二百四十四条の二第四項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が割当日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき第五十三条各号に掲げる書類（第五十五条の二各号に掲げる事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であつて、内閣総理大臣が当該割当日の二週間前の日から当該割当日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

（株主に対する通知を要しない場合における反対通知の期間の初日）

- 第五十五条の五 法第二百四十四条の二第五項に規定する法務省令で定める日は、株式会社が金融商品取引法の規定に基づき前条の書類の届出又は提出（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供した場合にあつては、その提供）をした日とする。

（新株予約権原簿記載事項の記載等の請求）

- 第五十六条 法第二百六十条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

五 新株予約権取得者が新株予約権売渡請求により当該株式会社が発行する売渡新株予約権の全部を取得した者である場合において、当該新株予約権取得者が請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第二百六十条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合
- 二 新株予約権取得者が新株予約権売渡請求により当該株式会社が発行する売渡新株予約権の全部を取得した者である場合において、当該新株予約権取得者が請求をしたとき。

(新株予約権に係る払込み等の仮装に関して責任をとるべき取締役等)

第六十二条の二 法第二百八十六条の三第一項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 払込み等(法第二百八十六条の二第一項各号の払込み又は給付をいう。以下この条において同じ。)の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役
- 二 払込み等の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたと

きは、次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役  
ロ 当該取締役会に当該払込み等の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役

三 払込み等の仮装が株主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

- イ 当該株主総会に当該払込み等の仮装に関する議案を提案した取締役
- ロ イの議案の提案の決定に同意した取締役(取締役会設置会社の取締役を除く。)
- ハ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ニ 当該株主総会において当該払込み等の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における

当該事項を除く。

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項（第八十五条の二第三号、第八十五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八条第三号及び第四号、第八十九条第三号、第九十条第三号、第九十一条第三号並びに第九十二条第三号に掲げる事項を除く。）

ロ～ハ（略）

四～六（略）

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ・ロ（略）

ハ 全部取得条項付種類株式の取得

ニ 株式の併合

ホ～ヨ（略）

（議事録）

第七十二条（略）

2（略）

3 株主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 株主総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。）、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二（略）

三 次に掲げる規定により株主総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三百四十二条の二第一項

ロ 法第三百四十二条の二第二項

ハ 法第三百四十二条の二第四項

ニ・ホ（略）

ヘ 法第三百六十一条第五項

ト 法第三百六十一条第六項

チ～カ（略）

ヨ 法第三百九十九条の五

四～六（略）

4（略）

（取締役の選任に関する議案）

第七十四条 取締役が取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。）



次項第二号において同じ。)の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 候補者が当該株式会社の取締役就任した場合において、第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三・四 (略)

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の者(自然人であるものに限る。)であるときは、その旨

二 候補者が現に当該他の者(当該他の者の子会社等(当該株式会社を除く。)を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であつたことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役(社外役員に限る。)となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。)であつたことがあること。

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。

ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

## 二（略）

ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

(1) 当該株式会社の親会社等  
(2) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第六号へ及び第七十六条第四項第六号へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でない、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

## 七（略）

## 八（略）

（社外取締役を置いていない場合等の特則）

第七十四条の二 前条第一項に規定する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であつて、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当地でない理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

3 第一項の理由は、当該株式会社その時点における事情に依じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
  - 二 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
  - 三 就任の承諾を得ていないときは、その旨
  - 四 議案が法第三百四十四条の第二項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
  - 五 法第三百四十二条の第二項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要
  - 六 候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- 2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。
    - 一 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
    - 二 候補者が当該株式会社の監査等委員である取締役に就任した場合において第二百二十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
    - 三 候補者が現に当該株式会社の監査等委員である取締役にあるときは、当該株式会社における地位及び担当
- 3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書

- 類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨
    - 二 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当
    - 三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
- 4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。
    - 一 当該候補者が社外取締役候補者である旨
    - 二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
    - 三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社に於いて法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行っ

た行為の概要

四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社を知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む）。

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に

当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

ニ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去二年間に受けていたこと。

ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

(1) 当該株式会社の親会社等

(2) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

ヘ 過去二年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

七 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(会計参与の選任に関する議案)

第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一〜三 (略)

四 候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五 (略)

(監査役の選任に関する議案)

第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一〜五 (略)

六 候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

一 (略)

二 候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合において第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三 (略)

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 候補者が現に当該他の者(自然人であるものに限る。)であるときは、その旨

二 候補者が現に当該他の者(当該他の者の子会社等(当該株式会社を除く。)を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならぬ。

一〜四 (略)

- 五 当該候補者が過去に社外取締役（社外役員に限る。）又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由
- 六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨
- イ 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。
- ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。
- ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。
- ニ（略）
- ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。
- (1) 当該株式会社の親会社等
- (2) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員
- ヘ 過去二年間に合併等により他の株式会社とその事業に關して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- 七（略）
- 八（略）
- （会計監査人の選任に関する議案）
- 第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一・二（略）
- 三 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由
- 四（略）
- 五 候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- 六・七（略）

八 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受けるとする旨の議案を提出するときは、その議案の内容を記載しなければならない。

イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）  
ロ 当該株式会社に親会社等がない場合 当該株式会社又は当該株式会社の子会社若しくは関連会社

（取締役の解任に関する議案）

第七十八条 取締役が取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。第一号において同じ。）の解任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略）  
三 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、

法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

（監査等委員である取締役の解任に関する議案）

第七十八条の二 取締役が監査等委員である取締役の解任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監査等委員である取締役の氏名  
二 解任の理由  
三 法第三百四十二条の二第一項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

（会計監査人の解任又は不再任に関する議案）

第八十一条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）  
二 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由  
三（略）

(取締役の報酬等に関する議案)

第八十二条 取締役が取締役(株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の報酬等に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百六十一条第六項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下この項において同じ。)であるときは、株主総会参考書類には、第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち社外取締役にに関するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

(監査等委員である取締役の報酬等に関する議案)

第八十二条の二 取締役が監査等委員である取締役の報酬等に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴

五 法第三百六十一条第五項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、株主総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

第八十四条の二 次の各号に掲げる場合において、取締役が法第四百二十五条第四項(法第四百二十六条第八項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等



が得る第百十四条各号に規定する額及び当該役員等に与える第百十五条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

第五目の二 全部取得条項付種類株式の取得

第八十五条の二 取締役が全部取得条項付種類株式の取得に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由
- 二 法第七十一条第一項各号に掲げる事項の内容
- 三 法第二百九十八条第一項の決定をした日における第三十条の二第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第五目の三 株式の併合

第八十五条の三 取締役が株式の併合(法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合をいう。第九十三条第一項第五号口において同じ。)に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない

い。

- 一 当該株式の併合を行う理由
- 二 法第八十条第二項各号に掲げる事項の内容
- 三 法第二百九十八条第一項の決定をした日における第三十条の九第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(新設合併契約の承認に関する議案)

第八十九条 取締役が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 新設合併設立株式会社の取締役となる者(新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。)についての第七十四条に規定する事項

五 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての第七十四条の三に規定する事項

六～八 (略)

(株式移転計画の承認に関する議案)

第九十一条 取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出

する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一〇三（略）

四 株式移転設立完全親会社の取締役となる者（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合）にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての第七十四条に規定する事項

五 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての第七十四条の三に規定する事項  
六〇八（略）

第七目 株主提案の場合における記載事項

第九十三条 議案が株主の提出に係るものである場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社）がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

一〇三（略）

四 議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するもの

である場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合）にあっては、監査等委員である取締役を除く。）第七十条

四条に規定する事項

ロ 監査等委員である取締役 第七十四条の三に規定する事項

ハ〇ホ（略）

五 議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に對して通知したときは、その内容

イ 全部取得条項付種類株式の取得 第八十五条の二に規定する事項

ロ 株式の併合 第八十五条の三に規定する事項

二・三（略）

第八目 株主総会参考書類の記載の特則

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該株主総会に係る招集通知

を發出する時から当該株主總會の日から三箇月が経過する日

までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することに より、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した株主總會参考書類を株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。

一（略）

二 第七十四条の二第一項の規定により株主總會参考書類に

記載すべき事項

三・四（略）

五 株主總會参考書類に記載すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2（略）

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状

態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（補欠の会社役員を選任）

第九十六条 法第二百二十九条第三項の規定による補欠の会社役員（執行役を除き、監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第二百二十九条第三項に規定する決議により補欠の会社役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならぬ。

一〇六（略）

3（略）

（累積投票による取締役の選任）

第九十七条（略）

2 法第三百四十二条第一項の規定による請求があつた場合には、取締役（株主總會の議長が存する場合にあつては議長、取締役及び議長が存しない場合にあつては当該請求をした株主）は、同項の株主總會における取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この条において同じ。）の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより取締役を

選任することを明らかにしなければならない。

3・4 (略)

第三節 取締役

第九十八条 法第三百四十八条第三項第四号に規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。

一 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式

会社への報告に関する体制

ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2・3 (略)

4 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

二 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

三 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用

人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

- 口 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 六 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、
- 七 その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(業務の適正を確保するための体制)

- 第百条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。
  - 一 当該株式会社の子会社の取締役の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 二 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の
  - 三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる

ことを確保するための体制

- 四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
  - ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2 (略)
- 3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

- 一 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 二 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
  - 三 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 四 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
    - イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
    - ロ 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
    - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - 六 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
    - 七 その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (取締役会の議事録)
- 2 (略)
  - 3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
    - 一 取締役会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む)
    - 二 (略)
    - 三 取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
    - イ〜ハ (略)
    - ト 法第三百九十九条の十四の規定により監査等委員会が選定した監査等委員が招集したもの
    - チ 法第四百十七条第一項の規定により指名委員会等の委員の中から選定された者が招集したもの
    - リ・ヌ
  - 四・五 (略)
  - 六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見

又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ・ホ (略)

へ 法第三百九十九条の四

ト (略)

七・八 (略)

4 (略)

(計算書類等の備置き)

第三百三条 (略)

2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士若しくは監査

法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所(会計参与が税

理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第三項の

規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士

の税理士事務所勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同

項に規定する業務に従事する者であるときは、その勤務する

税理士事務所又は当該税理士法人の事務所)の場所の中から

会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

3・4 (略)

(監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象)

第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務省令で定め

るものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合

における当該事項

イ・ホ (略)

へ 法第七百六十三条第一項第六号の資本金及び準備金の

額に関する事項

ト・チ (略)

四 (略)

第八節の二 監査等委員会

(監査等委員の報告の対象)

第百十條の二 法第三百九十九條の五に規定する法務省令で定

めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(監査等委員会の議事録)

第百十條の三 法第三百九十九條の十第三項の規定による監査

等委員会の議事録の作成については、この条の定めるところ

による。

2 監査等委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作

成しなければならない。

3 監査等委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするも

のでなければならない。

一 監査等委員会が開催された日時及び場所(当該場所に存

しない監査等委員、取締役（監査等委員であるものを除く）、会計参与又は会計監査人が監査等委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名

四 次に掲げる規定により監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三百五十七條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項

ロ 法第三百七十五條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項

ハ 法第三百九十七條第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項

五 監査等委員会に出席した取締役（監査等委員であるものを除く）、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 監査等委員会の議長が存するときは、議長の氏名

4 法第三百九十九條の十二の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、監査等委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一 監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容

二 監査等委員会への報告を要しないものとされた日  
三 議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名

（業務の適正を確保するための体制）

第百十條の四 法第三百九十九條の十三第一項第一号ロに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該株式会社（監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

二 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

三 当該株式会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 次に掲げる体制その他の当該株式会社の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制

ロ 当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制



- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 六 当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限るものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - 七 その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 2 法第三百九十九条の十三第一項第一号ハに規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。
- 一 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行

する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項）

- 第十條の五 法第三百九十九条の十三第四項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 二以上の募集（法第六百七十六条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六百七十六条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨
  - 二 募集社債の総額の上限（前号に規定する場合にあつては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）
  - 三 募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱
  - 四 募集社債の払込金額（法第六百七十六条第九号に規定す

る払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

2 前項の規定にかかわらず、信託社債（当該信託社債について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものに限る。）の募集に係る法第六百七十六条各号に掲げる事項の決定を委任する場合には、法第三百九十九条の十三第四項第五号に規定する法務省令で定める事項は、当該決定を委任する旨とする。

## 第九節 指名委員会等及び執行役

（指名委員会等の議事録）

第百十一条 法第四百十二条第三項の規定による指名委員会等の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 指名委員会等の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 指名委員会等の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指名委員会等が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が指名委員会等に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 指名委員会等の議事の経過の要領及びその結果

三（略）

四 指名委員会等が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三百七十五条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ロ 法第三百九十七条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ハ（略）

五 指名委員会等に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 指名委員会等の議長が存するときは、議長の氏名  
4 法第四百十四条の規定により指名委員会等への報告を要しないものとされた場合には、指名委員会等の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一 指名委員会等への報告を要しないものとされた事項の内容

二 指名委員会等への報告を要しないものとされた日

三（略）

（業務の適正を確保するための体制）

第百十二条 法第四百十六条第一項第一号ロに規定する法務省

令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該株式会社の子会社の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 二 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の執行役からの独立性に関する事項
- 三 当該株式会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 次に掲げる体制その他の当該株式会社の監査委員会への報告に関する体制
  - イ 当該株式会社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査委員会に報告をするための体制
  - ロ 当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査委員会に報告をするための体制
  - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 六 当該株式会社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他当該株式会社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2 法第四百十六條第一項第一号ホに規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。

- 一 当該株式会社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 当該株式会社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
  - ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率

的に行われることを確保するための体制

二 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(報酬等の額の算定方法)

第百十三条 法第四百二十五条第一号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等が当該株式会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該取締役、執行役又は支配人その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として株式会社から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第四百二十五条第一項の株主総会の決議を行った場合 当該株主総会(株式会社)に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任

が特定責任であるときにあつては、当該株式会社の株主総会)の決議の日

ロ・ハ(略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ(略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が

次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) (略)

(2) 代表取締役以外の取締役(業務執行取締役等であるものに限り。)又は代表執行役以外の執行役 四

(3) 取締役(①及び②に掲げるものを除く)、会計参与、監査役又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第百十五条 法第四百二十五条第四項(法第四百二十六条第八項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する法務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一〜四(略)

第百十八条 第一目 通則

第百十八条 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなけ

ればならない。

一 (略)

二 法第三百四十八條第三項第四号、第三百六十二條第四項第六号、第三百九十九條の十三第一項第一号口及びハ並びに第四百十六條第一項第一号口及びホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

三 (略)

四 当該株式会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該株式会社及びその完全子会社等(法第八百四十七條の三第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)における当該株式会社のある完全子会社等(株式会社に限る。))の株式の帳簿価額が当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一(法第八百四十七條の三第四項の規定により五分の一を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超える場合における当該完全子会社等をいう。以下この号において同じ。)がある場合には、次に掲げる事項

イ 当該特定完全子会社の名称及び住所

ロ 当該株式会社及びその完全子会社等における当該特定

完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額

ハ 当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

五 当該株式会社とその親会社等との間の取引(当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該株式会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第一百二十二條第一項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものを除く。)があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項

イ 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあっては、その旨)

ロ 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会。ハにおいて同じ。)の判断及びその理由

ハ 社外取締役を置く株式会社において、ロの取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

(株式会社の会社役員に関する事項)

第二百一十一条 第一百九条第二号に規定する「株式会社」の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号に掲げる事項を省略することができる。

一 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号、第八号及び第九号並びに第二百二十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二（略）

三 会社役員（取締役又は監査役に限る。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

四 当該事業年度に係る会社役員（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）の報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員（全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、会計参与、監査役又は

執行役ごとの報酬等の総額を掲げることとする場合  
取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

ロ・ハ（略）

五・六（略）

七 辞任した会社役員又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

イ（略）

ロ 法第三百四十二条の二第一項若しくは第四項又は第三百四十五条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見があるときは、その意見の内容  
ハ 法第三百四十二条の二第二項又は第三百四十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由

八（略）

九 会社役員のうち監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実

十 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社（当該事業年度の末日において監査等委員会

設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

ロ 株式会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

十一 (略)

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第二百二十三条 第一百九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員

(当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。)が当該株式会社の新株予約権等(職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り。以下この号及び次号において同じ。)を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

イ 当該株式会社の取締役(監査等委員であるもの及び社

外役員を除き、執行役を含む。)

ロ 当該株式会社の社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)

ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役

二 (略)

二・三 (略)

(社外役員等に関する特則)

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百一十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

一 社外役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号から第四号までにおいて同じ。)が他の法人等の業務執行者であることが第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係

二 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係

三 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当該株式会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)

イ 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。)

ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況(次に掲げる事項を含む。)

イ 取締役会（当該社外役員が次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。ロにおいて同じ。）への出席の状況

- (1) (略)
- (2) 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会
- (3) 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会

ロ（二）(略)

五・六 (略)

七 社外役員が次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）

イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）

ロ 当該株式会社に親会社等がない場合 当該株式会社の子会社

八 (略)

2 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社に限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、株式会社の会社役員に関する事項として、第二百一十一条に規定する事項のほか、社外取締役を置くことが相当

でない理由を事業報告の内容に含めなければならない。

3 前項の理由は、当該監査役会設置会社の当該事業年度における事情に応じて記載し、又は記録しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

#### 第四目 会計監査人設置会社における事業報告の内容

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあっては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。

一 (略)

二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が法第三百九十九条第一項の同意をした理由

三（十）(略)

#### 第五目 事業報告の附属明細書の内容

第二百二十八条 (略)

2 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社であると



きは、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第二百一十一条第八号の重要な兼職に該当する会社役員（会計参与を除く。）についての当該兼職の状況の明細（重要でないものを除く。）を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。この場合において、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

3 当該株式会社とその親会社等との間の取引（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該株式会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第百十二条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。）があるときは、当該取引に係る第百十八条第五号イからハまでに掲げる事項を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。

（監査役の監査報告の内容）

第二百二十九条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあつては、第一号から第六号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一・二（略）

三 当該株式会社の取締役（当該事業年度中に当該株式会社が指名委員会等設置会社であった場合にあつては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四・五（略）

六 第百十八条第三号若しくは第五号に規定する事項が事業報告の内容となつておりとき又は前条第三項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となつておりときは、当該事項についての意見

2（略）

七（略）

（監査等委員会の監査報告の内容等）

第百三十条の二 監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

一 監査等委員会の監査の方法及びその内容

二 第二百二十九条第一項第二号から第六号までに掲げる事項

三 監査報告を作成した日

2 前項に規定する監査報告の内容（前項後段の規定による付記の内容を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

（監査役監査報告等の通知期限）  
第三百三十二条（略）

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

4（略）

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二（略）

三 監査等委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区

分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査等委員を定めた場合 当該通知をすべき監査等委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査等委員のうちいずれかの者

四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ（略）

第四款 事業報告等の株主への提供

第三百三十三条 法第四百三十七条の規定により株主に対して行う提供事業報告（次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一 株式会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。） 事業報告

二 監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監

査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する株式会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

ハ（略）

2（略）

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を发出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項並びに第二百二十四条第二項の規定により事業報告に表示すべき事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4（略）

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が株主に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に對して通知しなければならない。

6（略）

7 第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（総資産額）

第三百三十四条 法第四百六十七条第一項第二号及び第二号の二に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をい

う。以下この条において同じ。）における第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって株式会社総資産額とする方法とする。

一～五（略）

六 新株予約権の帳簿価額

七・八（略）

九（略）

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第四百六十七条第一項第二号又は第二号の二に規定する譲渡をする株式会社清算株式会社である場合における当該各号に規定する法務省令で定める方法は、法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって株式会社の総資産額とする方法とする。

（清算株式会社の業務の適正を確保するための体制）

第四百四十条（略）

2・3（略）

4 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある清算株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一・二（略）

三 監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に

関する事項

四（略）

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七（略）

（清算人会設置会社の業務の適正を確保するための体制）

第四百四十二条（略）

2（略）

3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある清算株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一・二（略）

三 監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に  
関する事項

四（略）

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還

の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 (略)

(清算株式会社が自己の株式を取得することができる場合)

第五百十一条 法第五百九条第三項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (四) (略)

五 当該清算株式会社が法第十六条第五項、第八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項(これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求(清算株式会社となる前にした行為に際して行使されたものに限る。)に応じて当該清算株式会社の株式を取得する場合

六 (略)

(総資産額)

第五百十二条 法第五百三十六条第一項第二号及び第三号イに規定する法務省令で定める方法は、法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

(社債原簿記載事項の記載等の請求)

第六百六十八条 法第六百九十一条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (四) (略)

五 社債取得者が法第七十九条第三項の規定による請求により当該会社の社債を取得した者である場合において、当該社債取得者が請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、社債取得者が取得した社債が社債券を発行する定めがあるものである場合には、法第六百九十一条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社債取得者が社債券を提示して請求をした場合  
二 社債取得者が法第七十九条第三項の規定による請求により当該会社の社債を取得した者である場合において、当該社債取得者が請求をしたとき。

第二節 新設分割計画

第七百七十九条 法第七百六十三条第一項第十二号イ及び第七百六十五条第一項第八号イに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額がハに掲げる額よりも小さい場合における新設分割に際して新設分

割株式会社が新設分割設立会社から取得した金銭等であつて、法第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号の定めに従い取得対価（法第七百七十一条第一項第一号に規定する取得対価をいう。以下この条において同じ。）又は配当財産として交付する設立会社株式等（新設分割設立株式会社の株式又は新設分割設立持分会社の持分をいう。以下この号において同じ。）以外の金銭等

イ 法第七百六十三条第一項第十二号イ若しくはロ又は第七百六十五条第一項第八号イ若しくはロに掲げる行為により新設分割株式会社の株主に対して交付する金銭等

（法第七百六十三条第一項第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イに掲げる行為（次号において「特定株式取得」という。）をする場合にあつては、取得対価として交付する新設分割株式会社の株式を除く。）の合計

額

ロ・ハ（略）

二（略）

（計算書類に関する事項）

第百八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ（略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三（略）

（吸収合併消滅株式会社の事前開示事項）

第百八十二条（略）

2・3（略）

4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一（略）

二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他こ

れらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ〜二（略）

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

項

へ 当該法人等の最終事業年度（当該法人等が会社以外のものである場合にあつては、最終事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。）に係る計算書類（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人等の成立の日における貸借対照表）その他これに相当するものについて監査（当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。）

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該法人等の最

終事業年度に係る事業報告の内容（当該事業報告について監査役、監査等委員会又は監査委員会の監査を受けている場合にあつては、監査報告の内容を含む。）

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである場合 当該

法人等の最終事業年度に係る第百十八条各号及び第百十九条各号に掲げる事項に相当する事項の内容の概要（当該事項について監査役、監査等委員会、監査委員会その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。）

チ〜ヌ（略）

三 合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債である場合 第一号イからニまでに掲げる事項

四 合併対価の全部又は一部が法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ（略）

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五（略）

5・6 (略)

(株式交換完全子会社の事前開示事項)

第百八十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号に規定する「交換対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項(法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき株式交換完全子会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。)とする。

一 (略)

二 交換対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの(株式交換完全親会社の株式又は持分を除く。)である場合 次に掲げる事項(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

イ ホ (略)

へ 当該法人等の最終事業年度(当該法人等が会社以外のものである場合にあつては、最終事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。)に係る計算書類(最終事業年度がない場合にあつては、当該法人等の成立の日

における貸借対照表)その他これに相当するもの(当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。)

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該法人等の最終事業年度に係る事業報告の内容(当該事業報告について監査役、監査等委員会又は監査委員会の監査を受けている場合にあつては、監査報告の内容を含む。)

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである場合 当該法人等の最終事業年度に係る第百十八条各号及び第百十九条各号に掲げる事項に相当する事項の内容の概要(当該事項について監査役、監査等委員会、監査委員会その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。)

チヌ (略)

三 交換対価の全部又は一部が株式交換完全親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債である場合 第一号イからニまでに掲げる事項

四 交換対価の全部又は一部が法人等の社債、新株予約権、



新株予約権付社債その他これらに準ずるもの（株式交換完全親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ（略）

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五（略）

5・6（略）

（総資産の額）

第百八十七条 法第七百八十四条第二項に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収分割契約を締結した日（当該吸収分割契約により当該吸収分割契約を締結した日と異なる時（当該吸収分割契約を締結した日後から当該吸収分割の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額とする方法とする。

一〇九（略）

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において吸収分割株式会社清算株式会社である場合における法第七百八十四条

第二項に規定する法務省令で定める方法は、法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって吸収分割株式会社の総資産額とする方法とする。

（計算書類に関する事項）

第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告

対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ（略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一

条第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三〇七（略）

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第百八十九条 法第七百九十一条第一項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

イ 法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条の規定による手続の経過

三 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

イ 法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第七百九十七条の規定及び法第七百九十九条(法第九百二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

四 六 (略)

(株式交換完全子会社の事後開示事項)

第百九十条 法第七百九十一条第二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 株式交換完全子会社における次に掲げる事項

イ 法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の

経過

ロ 法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条の規定による手続の経過

三 株式交換完全親会社における次に掲げる事項

イ 法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第七百九十七条の規定及び法第七百九十九条(法第九百二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

四・五 (略)

(純資産の額)

第百九十六条 法第七百九十六条第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日(吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日(当該これらの契約により当該これらの契約を締結した日と異なる時(当該これらの契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定めた場合にあつては、当該時)をいう。以下この条において同じ。)における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円)をもつて存続株式会社等(法第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等)をいう。

以下この条において同じ。)の純資産額とする方法とする。

一七 (略)

(株式の数)

第九十七条 法第七百九十六条第三項に規定する法務省令で

定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

一 特定株式(法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。)の総

数に二分の一(当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議

決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合)を乗じて得た

数に三分の一(当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主(特定株式の

株主をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない

旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合)を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を

要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総

数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をし

た特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となる  
ときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主  
の有する特定株式の数

三 法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成

立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の  
定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知を  
した特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反

対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に  
反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 (略)

(計算書類に関する事項)

第九十九条 法第七百九十九条第二項第三号に規定する法務  
省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の

規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲  
げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告  
対象会社(法第七百九十九条第二項第三号の株式会社をい

う。以下この条において同じ。)が法第四百四十条第一項  
又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げる

もの

イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一

条第三項第二十八号イに掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三〇七（略）

（吸収合併存続株式会社の事後開示事項）

- 第二百条 法第八百一条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

- イ 法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過

- ロ 法第七百八十五条及び第七百八十七条の規定並びに法第七百八十九条（法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項

- イ 法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

- ロ 法第七百九十七条及び第七百九十九条の規定による手続の経過

四〇七（略）

（吸収分割承継株式会社の事後開示事項）

- 第二百一条 法第八百一条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項

- イ 法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

- ロ 法第七百九十七条及び第七百九十九条の規定による手続の経過

四〇六（略）

（新設分割株式会社の事前開示事項）

- 第二百五条 法第八百三条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が新設分割株式会社である場合には、次に掲げる事項とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定めめの相当性に関する事項

- イ 新設分割設立会社が株式会社である場合 法第七百六十三条第一項第六号から第九号までに掲げる事項について

の定め

ロ（略）

二 法第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一

- 項第八号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 法第七百六十三条第一項第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イに掲げる行為をする場合において、法第七十一条第一項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

ロ 法第七百六十三条第一項第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八号ロに掲げる行為をする場合において、法第四百五十四条第一項の決議が行われているときは、同項第一号及び第二号に掲げる事項

三 新設分割株式会社(全部又は一部が法第八百八条第三項第二号に定める新株予約権を発行している場合において、新設分割設立会社が株式会社であるときは、法第七百六十五条第一項第十号及び第十一号に掲げる事項)についての定め(の相当性に関する事項(当該新株予約権に係る事項に限る。))

四(略)

(計算書類に関する事項)

第二百八条 法第八十条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第八十条第二項第三号の株式会社をいう。

以下この条において同じ。)が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるものイ・ロ(略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三(略)

(新設分割株式会社の事後開示事項)

第二百九条 法第八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(略)

二 法第八十五条の二の規定による請求に係る手続の経過

三・四(略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(株式移転完全子会社の事後開示事項)

第二百十条 法第八十一条第二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(略)

二 法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過  
三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、株式移転に関する重要な事項

(新設合併設立株式会社の事後開示事項)

第二百十一条 法第八百十五条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事

項

(株主による責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二百十七条 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百十八条 法第八百四十七条第四項の法務省令で定める方

法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の

電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えに

ついでの前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無に  
ついでに判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、  
責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

(旧株主による責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二百十八条の二 法第八百四十七条の二第一項及び第三項  
(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第二

百十八条の四第二号において同じ。)の法務省令で定める方

法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の

電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

三 株式交換等完全親会社の名称及び住所並びに当該株式交  
換等完全親会社の株主である旨

(完全親会社)

第二百十八条の三 法第八百四十七条の二第一項に規定する法

務省令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式

会社の完全子会社(当該ある株式会社が発行済株式の全部を

有する株式会社をいう。以下この条において同じ。)又は当

該ある株式会社の完全子会社が法第八百四十七条の二第一項

の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における

当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百八十八条の四 法第八百四十七条の二第七項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 株式交換等完全子会社が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第二百八十八条の二第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

(特定責任追及の訴えの提起の請求方法)

第二百八十八条の五 法第八百四十七条の三第一項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

三 最終完全親会社等の名称及び住所並びに当該最終完全親会社等の株主である旨

(総資産額)

第二百八十八条の六 法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日(以下この条において「算定基準日」という。)における株式会社 of 最終完全親会社等の第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度(法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間(当該期間が二以上ある場合にあつては、その末日が最も遅いもの)。以下この項において同じ。)の末日(最終事業年度がない場合にあつては、当該最終完全親会社等の成立の日。以下この条において同じ。)における評価・換算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

八 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継又は譲受けをした負債の額

九 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において当該最終完全親会社等が清算株式会社である場合における法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって株式会社総資産額とする方法とする。

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百十八条の七 法第八百四十七条の三第八項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第八百四十七条の三第一項の規定による請求に係る訴えについての第二百十八条の五第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、

特定責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

第二百十九条 削除

## 第二章 登記

第二百二十条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定

めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第九十一条第三項第二十六号 法第四百四十条第三項の規定による措置

二 法第九十一条第三項第二十八号イ 株式会社が行う電子公告

三（七）（略）

2 法第九百十一条第三項第二十八号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であって、決算公告（法第四百四十条第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受ける



ためのものと別に登記することができる。

(電子署名)

第二百二十五条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める

署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一〇七 (略)

八 法第三百九十九条の十第四項

九〇十二 (略)

2 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める

方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙

面又は映像面に表示する方法とする。

一〇六 (略)

七 法第七十一条の二第二項第三号

八 法第七十三条の二第三項第三号

九 法第七十九条の五第二項第三号

十 法第七十九条の十第三項第三号

十一 法第八十二条の二第二項第三号

十二 法第八十二条の六第三項第三号

十三〇二十四 (略)

二十五 法第三百九十九条の十一第二項第二号

二六〇四十 (略)

(保存の指定)

第二百三十二条 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める

保存は、次に掲げる保存とする。

一〇四 (略)

五 法第七十三条の二第二項の規定による同条第一項の書

面の保存

六 法第七十九条の十第二項の規定による同条第一項の書

面の保存

七 法第八十二条の六第二項の規定による同条第一項の書

面の保存

八〇十六 (略)

十七 法第三百九十九条の十一第一項の規定による監査等委

員会の議事録の保存

十八 法第四百十三条第一項の規定による指名委員会等の議

事録の保存

一九〇三十四 (略)

(縦覧等の指定)

第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める

縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一〇十 (略)

- 十一 法第七十一条の二第二項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 十二 法第七十三条の二第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
  - 十三 法第七十九条の五第二項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 十四 法第七十九条の十第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
  - 十五 法第八十二条の二第二項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 十六 法第八十二条の六第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
  - 十七〜三十 (略)
  - 三十一 法第三百九十九条の十一第二項第一号(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による監査等委員会の議事録の縦覧等
  - 三十二 法第四百十三條第二項第一号の規定による指名委員会等の議事録の縦覧等
  - 三十三 法第四百十三條第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指名委員会等の議事録の縦覧等
  - 三十四〜五十 (略)
  - 五十一 法第八十五條第四項第一号(同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定による同条第三項第一号の書面(同条第五項において準用する場合)については同条第三項第二号の書面、同条第六項において準用する場合には同条第三項第三号の書面)の縦覧等
- (交付等の指定)
- 二百三十六條 電子文書法第六條第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。
    - 一〜三 (略)
    - 四 法第七十一条の二第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
    - 五 法第七十三条の二第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等
    - 六 法第七十九条の五第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
    - 七 法第七十九条の十第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等
    - 八 法第八十二条の二第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
    - 九 法第八十二条の六第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等
    - 十〜二十六 (略)

附則

(子会社に関する経過措置)

第二条 (略)

2 4 (略)

5 社外取締役及び社外監査役についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該他の会社等」とあるのは、「当該他の会社等（法第二条第十五号イ及びロ並びに第十六号イ及びロに規定する子会社並びに法第四百七十八条第七項第一号及び第二号に規定する子会社のうち、この省令の施行前のものについては、旧子会社（附則第二条第三項に規定する旧子会社をいう。））」とする。

6 (略)

2 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号） 改正案

(定義)

第二条 この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「取得請求権付株式」、「取得条項付株式」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収分割」、「新設分割」又は

「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、親会社、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収分割、新設分割又は電子公告をいう。

2 4 (略)

(設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合)  
第二十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、株式会社

のその他資本剰余金の額は、当該義務の履行により株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

- 一 法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う義務（当該義務を履行した者が法第二十八条第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）
- 二 法第五十二条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務
- 三 法百二条の二第一項の規定により同項に規定する支払をする義務
- 四 法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の

規定により当該各号に定める額を支払う義務

五 法第二百十三條の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

六 法第二百八十五條第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額を支払う義務

七 新株予約権を行使した新株予約権者であつて法第二百八十六條の二第一項各号に掲げる者に該当するものが同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

(純資産の部の区分)

第七十六條 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 株式会社との連結貸借対照表次に掲げる項目  
イ〜ハ (略)
- 三 非支配株主持分  
2〜9 (略)

(税等)

第九十三條 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期

純損失金額(連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額)の次に表示しなければならない。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(当期純損益金額)

第九十四條 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 前条第一項各号に掲げる項目の金額
- 四 (略)
- 2 (略)
- 3 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。
  - 一 当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの
  - 二 当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4 連結損益計算書には、当期純利益金額又は当期純損失金額

に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、臨時計算書類の損益計算書の当期純損益金額の表示については、適当な名称を付すことができる。

#### 第四章 株主資本等変動計算書等

第九十六条 (略)

2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。

一 (略)

二 連結株主資本等変動計算書次に掲げる項目

イ〜ハ (略)

ニ 非支配株主持分

三 (略)

3〜6 (略)

7 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動

事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 当期首残高(遡及適用、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ)。

二・三 (略)

8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一〜三 (略)

9 (略)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第二百二条 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 (略)

三 会計方針に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

2 (略)

(一株当たり情報に関する注記)

第百十三条 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額(連結計算書類にあつては、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額)
- 三 (略)

(計算関係書類の提供)

第百二十五条 計算関係書類を作成した取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員)に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(監査等委員会の監査報告の内容)

第百二十八条の二 監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告(第百三十条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする

監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- 一 監査等委員会の監査の方法及びその内容
  - 二 第百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項
  - 三 監査報告を作成した日
- 2 前項に規定する監査報告の内容(同項後段の規定による付記を除く)は、監査等委員会の決議をもつて定めなければならない。

(会計監査報告の通知期限等)

第百三十条 (略)  
2 4 (略)  
5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる株式会社区分に応じ、当該各号に定める者とする(以下この章において同じ)。

- 一・二 (略)
- 三 監査等委員会設置会社次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査等委員を定めた場合当該通知を受ける監査等委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合監査等委員のうちいずれかの者

四 指名委員会等設置会社次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第三百三十一条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全ての監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第三百三十二条 (略)

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査を受けたものと

する。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査を受けたものとみなす。

(計算書類等の提供)

第三百三十三条 法第四百三十七条の規定により株主に対して行う提供計算書類(次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一・二 (略)

三 会計監査人設置会社次に掲げるもの

イ〜二 (略)

ホ 計算書類に係る監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査報告があるときは、当該監査報告(二以上の監査役が存在する株式会社(監査役会設置会社を除く。)の各監査役の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。))が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の

監査報告

へ（略）

2・3（略）

4 提供計算書類に表示すべき事項（株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限る。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を发出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5（略）

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又

は監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

7（略）

8 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（連結計算書類の提供）

第百三十四条（略）

2・5（略）

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。



7 (略)

第二章 計算書類等の承認の特則に関する要件

第三百三十五条 法第四百三十九条及び第四百四十一条第四項（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方  
法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第二百二十八条第二項後段、第二百二十八条の二第一項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

四・五 (略)

第五章 剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件

第五百五十五条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項（以下この条において「分配特則規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方  
法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第二百二十八条第二項後段、第二百二十八条の二第一項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

四 (略)

（剰余金の配当等に関して責任をとるべき取締役等）

第五百九十九条 法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第四百六十一条第一項第一号に掲げる行為次に掲げる

者

イ・ロ (略)

ハ 分配可能額の計算に関する報告を監査役（監査等委員会及び監査委員会を含む。以下この条において同じ。）又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

二〇十一（略）

### 三 会社法施行規則等の改正案に対する意見

われわれ慶應義塾大学商法研究会（今回の意見書提出のための議論に参加したメンバーは後掲）は、法務省より提案された「会社法施行規則等の改正案」に対し、以下のようない意見を出すことにする。

#### 1 総論

(1) まず、第一に、平成一十七年会社法・会社法施行規則等の制定の時から抱いていた法条文作成に関する素朴な希望である。社会・経済情勢の複雑化に伴い、条文構造も複雑にならざるを得ないことも理解できるが、それにしても一か条を読み破くのに相当な時間を要する条文が数多くみられるという状態は、必ずしも正常であるとは言えない。われわれ研究者にとってもそうであるし、また仄聞するとこ

ろによると、常々実務に携わっている企業の法務担当者も、あまりの条文の複雑さに辟易しているようである。いずれも括弧書の多さ、会社法を離れさらにいくつもの定義規定を法務省令に置くなどして独自の世界を築き上げようとしているようにさえみえるこのような条文構成には再考が必要であると考ええる。また、会社法施行規則案（以下、施行規則）七四条の二のように、定義規定が後ろの項に置かれるというような規定が散見されるところも気になる。

(2) 第二に、法令の制定・改正に当たり、立案担当者は、なるべく解釈の余地を残さないような条文を作成することこそが美学であると考え、特定の所説に立った場合にのみ通用する施行規則や手続の制定を目指しているようであるが（改正前の施行規則でも多くみられたところであり、今回も例えば施行規則八二条の二第二項等）、はたしてそれがうまくいっているかが疑問であると同時に、はたしてそのような美学が正しいものであるかも疑問である。前者については、ある施行規則の条文では解釈の余地なく特定の所説に従った手続のみが許されているのに対し、他の条文では解釈の余地があるというように、かえって混乱を招いている点である。後者については、特定の所説に従った手続のみが許されるとした条文が数多くみられるが、結局に

おいて解釈の可能性を排除できず、このような美学にはかなりの抵抗感がある。

(3) 第三に、規制緩和の号令のもとに出来上がった平成一七年会社法・会社法施行規則等であるが、とりわけ今回の施行規則等の改正で気になることは、例えば、ガバナンス機構の選択の余地が増大したという意味などで法律の規制緩和が進んだ反面で、むしろ省令⇨行政による規制の強化が強まっていることに危惧を覚えざるを得ないという点である。もちろん一国の経済政策のための重要なインフラの一つとして会社法・会社法施行規則等が存在するものである以上、そのような経済政策目的達成のために貢献しなくてはならないものであることも理解できるが、ある一定の方向に行政が導こうとすることには大きな問題があると言わざるを得ない。例えば、監査役会設置会社の多くを監査等委員会設置会社に強引に誘導しようとするようなやり方(後述するが、社外取締役を置かない理由として、社外監査役が二名いるだけでは足りない等)には危機感さえ覚えるものである。

## 2 各論

### (1) 定義規定

施行規則二条二項は、法二条に定義されていない会社法条文中の定義をまとめたものであり、施行規則二条三項は、会社法における定義とは別の独自の定義を挙げるものであるが、1 総論(1)で指摘したように、会社法と会社法施行規則の両者を何度も突き合わせて初めて理解できるような条文のあり方には問題がある。とりわけ施行規則二条三項五号七号等は社外役員、社外取締役、社外取締役候補者の相互関係がきわめて複雑であり、それぞれの定義規定、さらには会社法を何度も読み返さないと答えが出ないほどである。はたして条文として適切か疑問である。

(2) 子会社等および親会社等に関する規定の新設  
特に指摘すべき問題はない。

(3) 出資の履行の仮装に関する規定の新設  
施行規則七条の二、一八条の二、四六条の二、六二条の二等における「出資の履行の仮装に関する職務を行った」あるいは「出資の履行の仮装が創立総会の決議に基づいて行われた」などの表現があるが、「仮装を行う」という職務や決議があるはずはなく、この表現のままでは不適切である。

(4) 全部取得条項付種類株式の取得に関する規定の整備  
特に指摘すべき問題はない。

- (5) 特別支配株主の株式等売渡請求に関する規定の整備  
施行規則三三条の五第一項第一号は、特別支配株主が定める事項として「資金を確保する方法」、また同三三条の七第二号は、対象会社の事前開示事項として「対価の交付の見込みに関する事項」としており、これにより代金不払いの不都合を排除する意図だと思われるが、このような規定だけで充分であるかはなほ疑問である。そもそも平成二六年改正時の中間試案に対する意見公募（慶應義塾大学商法研究会「『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する意見」法学研究八五巻四号八一頁）においても指摘したように、キャッシュアウトとセルアウトをセットにしない以上、少数株主に対する不公平は除去しえないのであるから、資金の確保のための方策については十分な配慮が必要である。
- (6) 株式の併合に関する規定の整備  
特に指摘すべき問題はない。
- (7) 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関する規定の整備  
特に指摘すべき問題はない。
- (8) 株主総会参考書類および創立総会参考書類に関する規定の改正  
特に指摘すべき問題はない。
- (9) ウェブ開示事項の拡大  
特に指摘すべき問題はない。
- (10) 内部統制システムの整備に関する規定の改正  
第一に、施行規則九八条五号は、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」として、ハにおいて、「子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を挙げるが、はたしてコーポレート・ガバナンスとして子会社取締役の職務執行の効率性の確保までも要求することが適切か問題である。
- 第二に、同条四項に関し、監査役の職務の遂行を補助すべき者の体制の整備に関しては問題がないが、第五号が、
- 施行規則七四条の二第一項は「社外取締役を置くことが相当でない理由の開示」、同条第三項は「この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない」とするが、第三項にはきわめて違和感がある。なぜこの理由だけが例示されているのか不明であり、1 総論(3)において指摘したように、規制緩和の下、法律が多くのメニューを取り揃えたにもかかわらず、省令が監査等委員会設置会社への移行を誘導することの問題である。

監査役への報告を行った者が社内において不利な扱いを受けないことを確保するための体制の整備を挙げていることについては、はたしてこうしたことを配慮することが会社法あるいは会社法施行規則の範囲でなすべきものかも問題である。

(11) 監査等委員会設置会社に関する規定の整備

特に指摘すべき問題はない。

(12) 事業報告およびその附属明細書に関する規定の改正

特に指摘すべき問題はない。

(13) 組織再編における事前開示事項および事後開示事項の規定の改正

特に指摘すべき問題はない。

特に指摘すべき問題はない。

(14) 多重代表訴訟等に関する規定の整備

特に指摘すべき問題はない。

最後に、会社計算規則に関しても、従前の取扱いの継続、企業結合会計等の改正により表示方法が変わったことに対応するものであり、特段指摘すべき問題はない。

〔付記〕

本意見書の作成に参加した者は、次の通りである。

慶應義塾大学法学部	教授	宮島 司
同		山本爲三郎
同		鈴木千佳子
同		杉田 貴洋
慶應義塾大学大学院法務研究科	教授	菅原貴与志
慶應義塾大学	名誉教授	加藤 修
明治学院大学法学部	教授	来住野 究
拓殖大学商学部	教授	藤田 祥子
青山学院大学大学院会計 プロフェッション研究科	准教授	重田麻紀子
横浜市立大学学術院 国際総合科学群	准教授	長畑 周史
武蔵野大学法学部	専任講師	金尾 悠香
名古屋商科大学経済学部	専任講師	陳 宇
慶應義塾大学	修士(商学)	佐藤 信祐
慶應義塾大学	修士(法学)	王 偉杰
同		堀井 拓也
慶應義塾大学	法務博士	中野 弘基